

野田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

野田市長 鈴木 有

## 野田市条例第1号

### 野田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(野田市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 野田市税賦課徴収条例(昭和25年野田市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第9条中「は、」の次に「公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「して」を「する措置をとることによって」に改める。

第9条の3中「地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)」を「施行規則」に改める。

(野田市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 野田市職員の退職手当に関する条例(昭和30年野田市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「内容を」の次に「市の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と当該処分の内容の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(市の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該処分の内容を」を、「掲示する」の次に「措置をとる」を加え、「その掲示」を「当該措置を開始」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該処分の内容を当該処分の内容の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和45

年法律第48号)第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの

(野田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第3条 野田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和61年野田市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「公示する旨」を「交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を市の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(市の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面に、「して」を「する措置をとることによって」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの

第12条第3項中「掲示を始めた」を「当該措置を開始した」に改める。

(野田市行政手続条例の一部改正)

第4条 野田市行政手続条例(平成8年野田市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を野田市公告式条例(昭和27年野田市条例第9号)第2条第2項に規定する野田市役所掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削る。

第15条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（市の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を野田市公告式条例（昭和27年野田市条例第9号）第2条第2項に規定する野田市役所掲示場に掲示する措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(1) 市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

(2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を「、同項中「」に、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（」を「とき（」に、「、「掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「前条第4項後段」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第2条から第4条までの規定 令和8年5月21日
  - (2) 第1条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）  
附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日  
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の野田市税賦課徴収条例第9条の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。
- 3 次に掲げる条例の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達又は通知について適用し、同日前にした公示送達又は通知については、なお従前の例による。
  - (1) 第2条の規定による改正後の野田市職員の退職手当に関する条例第12条第3項
  - (2) 第3条の規定による改正後の野田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第12条第2項及び第3項
  - (3) 第4条の規定による改正後の野田市行政手続条例第15条第3項及び第4項、第16条第1項、第22条第3項並びに第29条